

告示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年六月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年六月二日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	秩父市荒川白久字横幕一八四七番一地 先から秩父市荒川白久字横幕一八五六 番一地先まで	区 間
一五・〇五〇三二・〇〇	九・〇一〇一八・一〇	敷地の幅員 (メートル)
一八二・一〇	一六九・二〇	延 長 (メートル)
		備 考 道路改築工事に伴い 仮設道を設置するため、 区域変更をするもので ある。